

社会福祉法人浜松市社会福祉協議会「浜松市社協在宅サービスセンターみっかび」
指定介護予防通所サービス事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が開設する「浜松市社協在宅サービスセンターみっかび」指定介護予防通所サービス事業所（以下、「事業所」という。）が行う指定介護予防通所サービス事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員その他の従事者（以下、「従事者」という。）が、要支援状態等にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防通所サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者に対し、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持向上並びに利用者の家族の身体及び精神負担の軽減を図るため、必要なサービスの提供を行う。

2 事業所は、事業の実施に当たって、浜松市、地域包括支援センター、指定介護予防支援事業者、指定居宅介護支援事業所、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者又は団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 浜松市社協在宅サービスセンター みっかび
- (2) 所在地 浜松市浜名区三ヶ日町宇志 803 番地

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における従事者の職種、員数及び職務内容は「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（以下、「基準」という。）によるものとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 1名以上（内、1名は常勤専従）

生活相談員は、事業所に対する指定介護予防通所サービスの利用の申込みに係る調整、介護予防通所サービス計画の作成等を行うとともに、自らも指定介護予防通所サービスの提供に当たるものとする。

- (3) 看護職員 1名以上

看護職員は、指定介護予防通所サービスの提供に当たる。

- (4) 介護職員 5名以上（「基準」による必要員数以上）

介護職員は、指定介護予防通所サービスの提供に当たる。

- (5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、自立した日常生活を営むのに必要な運動器の機能向上訓練を行う。機能訓練指導員は、理学療法士又は看護師とし、月曜日から金曜日の配置とする。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| (1) 営業日 | 月曜日から金曜日 |
| | ただし、12月29日から1月3日を除く。 |
| (2) 営業時間 | 午前8時30分から午後5時15分 |
| (3) サービス提供時間 | 午前9時30分から午後3時45分 |
| (4) 延長時間 | 午前8時30分から午前9時30分
午後3時45分から午後5時15分 |

（指定介護予防通所サービスの利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、35人とする。

（指定介護予防通所サービスの内容）

第7条 指定介護予防通所サービスの内容は次のとおりとする。

- | | |
|-----|--------------------|
| (1) | 入浴、排せつ、食事の提供等に伴う支援 |
| (2) | 相談援助等の生活指導 |
| (3) | 健康状態の確認 |
| (4) | アクティビティ及び運動器機能向上訓練 |
| (5) | その他利用者に必要な日常生活上の支援 |
- 2 サービスの提供に当たっては、指定介護予防支援事業者及び居宅介護支援事業者の作成した介護予防サービス計画に沿って、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した介護予防通所サービス計画を作成する。
- 3 介護予防通所サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意をえて、当該介護予防通所サービス計画を利用者に交付することとする。
- 4 従事者は、それぞれの利用者について、介護予防通所サービス計画に従ったサービスを提供し、その実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

(事業の利用料等)

第8条 法定代理受領サービスに該当する事業を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該事業に係る介護予防サービス費用基準額から当該事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 前項のほか、利用に応じて次の料金を徴収する。徴収する料金の内容及び額は、重要事項説明書に記載する。

(1) 交通費

(2) 食費

(3) 時間外料金

(4) 上記のほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名捺印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、浜松市浜名区（三ヶ日町）とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者が当該サービスを利用するに当たっての留意事項は、重要事項説明書に記載し、利用者及びその家族に説明を行うとともに、事業所内に掲示する。

(緊急時等における対応)

第11条 従事者は、指定介護予防通所サービス実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に際して必要な具体的計画を策定するとともに、利用者の避難、救出訓練の実施等、万全の対策を期することとする。

(虐待防止)

第13条 本会は、利用者の人権擁護・虐待防止・再発防止等を図るための責任者を設置する。

2 本会は、従事者に対し虐待防止に関する研修を定期的実施する。

3 本会は、虐待防止のための対策を検討する委員会として「虐待防止委員会」を設置し、定期的開催する。委員会での検討結果は、従事者に周知徹底する。

4 事業所は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した時は、速やかに浜松

市に通報するものとする。

5 虐待防止のための指針を整備する。

(その他運営についての重要事項)

第 14 条 事業所は、業者等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 か月以内

(2) 継続研修 年 1 回

2 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負う。

3 従事者であった者は、従事者でなくなった後においても、引き続き前項に 規定する義務を負う。

4 この規程に定める事項のほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 10 月 7 日から施行する。ただし、第 1 条、第 11 条の規定は、平成 17 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 10 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。